

今回は「被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」における留意点等についてご紹介します。

「被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」は従業員の退職や死亡等により、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合に、事実発生から **5日以内** に事業主が行うものです。以下にケースごとの留意点をまとめています。

ケース1 被保険者が退職または亡くなった場合 (健康保険および厚生年金保険の資格喪失)

被保険者1	① 被保険者整理番号	1	② 氏名	ネンキン 年金	タロウ 太郎	③ 生年月日	9. 昭和 08.04.01	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 (令和8年3月31日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	死亡による資格喪失の場合は基礎年金番号を記入してください				⑤ 喪失年月日	令和 08.04.01	⑧ 70歳不該当	<input type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)
	⑦ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失				資格確認書回収		不該当年月日	9. 令和 年 月 日
	Check 退職日または死亡日の翌日を記入								

退職の場合は「4. 退職等」に退職日、亡くなった場合は「5. 死亡」に死亡日を記入

ケース2 70歳以上被用者が退職または亡くなった場合 (健康保険の資格喪失および厚生年金保険70歳以上被用者の不該当)

被保険者1	① 被保険者整理番号	2	② 氏名	コウネン 厚年	ハナコ 花子	③ 生年月日	5. 昭和 29.10.01	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 (令和8年3月31日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	死亡による資格喪失の場合は基礎年金番号を記入してください				⑤ 喪失年月日	令和 08.04.01	⑧ 70歳不該当	<input checked="" type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)
	⑦ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失				資格確認書回収		不該当年月日	9. 令和 08.03.31
	Check 事実発生年月日と同日を記入 (退職日または死亡日と同日)								

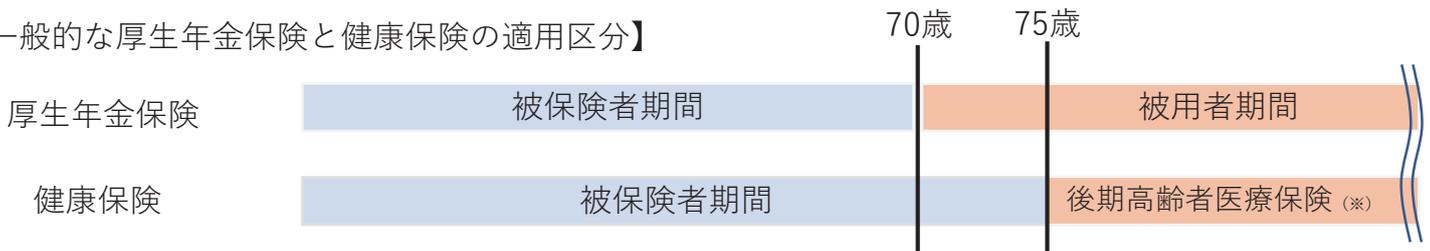
ケース1と同様

(注) すでに後期高齢者医療保険の加入により健康保険の資格を喪失している方など70歳以上被用者不該当のみの届出の場合は、⑤喪失年月日の記入は不要です。

(参考) 被保険者と厚生年金保険70歳以上被用者の違い

厚生年金保険は70歳まで加入する必要があります。厚生年金保険70歳以上被用者は適用事業所に使用される70歳以上の方で過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する方が該当します。なお、健康保険は後期高齢者医療保険に加入する時(通常は75歳)まで加入します。

【一般的な厚生年金保険と健康保険の適用区分】



(※) 75歳未満の方であっても一定の要件を満たすと後期高齢者医療保険の被保険者となる場合があります。

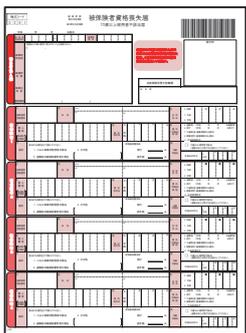
ケース3 60歳以上の方を退職後1日の間もなく継続し再雇用する場合

60歳以上の方を退職後継続し再雇用する際には、使用関係がいったん中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を提出していただく取り扱いが可能です。ただし、この取り扱いを行う場合、退職した後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類を添付する必要があります。

【添付書類の一例】

- 例1** { ・就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認ができるものに限る。）
 ・雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことがわかるものに限る。） } **退職日の分かる書類と再雇用されたことがわかる書類の両方が必要です。**
- 例2** { ・「退職日」および「再雇用された日」が記載された、継続再雇用に関する事業主の証明書 }

【この取り扱いを行う場合に届出が必要な書類】



(例1)
 ・就業規則、退職辞令の写し
 ・雇用契約書の写し

(例2)
 ・継続再雇用に関する事業主の証明書

①、②、③の書類を同時に提出する必要があります。

- ①被保険者資格喪失届 ②被保険者資格取得届 ③添付書類

【届書記入時の留意点】

被保険者資格喪失届

① 被保険者 整理番号 3	② 氏名 ケンボ 健保 イチロウ 一郎	③ 生 年 月 日 昭和 39年06月08日 令和	④ 個人 番号 1111111111111111 喪失 年月日 令和08年04月01日	⑤ 喪失 原因 4.退職等(令和8年3月31日退職等) 5.死亡(令和年月日死亡) 7.75歳到達(健康保険のみ喪失) 9.障害認定(健康保険のみ喪失) 11.社会保障協定

Check
 喪失年月日は退職日の翌日を記入

Check
 各届書の備考欄の以下の項目に○をつける
 資格喪失届「2.退職後の継続再雇用者の喪失」
 資格取得届「4.退職後の継続再雇用者の取得」

Check
 喪失年月日と取得(該当)年月日は同日を記入

被保険者資格取得届

① 被保険者 整理番号	② 氏名 ケンボ 健保 イチロウ 一郎	③ 生 年 月 日 昭和 39年06月08日 令和	④ 種 別 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
⑨ 報 酬 月 額 ⑩ 住 所	⑪ 備 考 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他	⑫ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要	

「社会保険事務のポイント」バックナンバーページ

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/jimupoint.html>

<https://www.nenkin.go.jp>

